

墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会に関する要綱

平成 17 年 5 月 12 日 17 墨福厚第 267 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 墨福子育第 2310 号

(趣旨)

第 1 条 墨田区の次世代育成支援に関する基本計画である「墨田区次世代育成支援行動計画」(以下「行動計画」という。)を、区民及び次世代育成支援に関する関係者の意見を広く反映させ、墨田区と協働により策定し、及び推進していくため、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成 25 年墨田区条例第 5 号)により設置した墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 30 人以内をもって構成する。

- (1) 次世代育成支援に関し学識経験を有する者
- (2) 区内に在住する子どもの保護者で、公募により選定されたもの
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他区長が必要と認める者

(会長等)

第 3 条 推進協議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は推進協議会の委員の互選により定める。
3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、行動計画の策定にあっては副会長、それ以外にあってはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(協議事項)

第 4 条 推進協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に基づく事業の推進に関すること。

(3) 行動計画の見直しに関すること。

(4) その他区長が必要と認める事項

(会議)

第 5 条 推進協議会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(分科会)

第 6 条 行動計画の策定に当たり、専門的かつ効果的に協議するため、推進協議会の委員で構成する分科会を置く。

2 分科会長は当該分科会に属する委員の互選により定める。

3 分科会長は、必要に応じて分科会を招集し、主宰する。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者を分科会に出席させ、又はその者から意見を聴くことができる。

(任期)

第 7 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 8 条 推進協議会の庶務は、子ども・子育て支援部において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

墨田区子ども・子育て会議条例

平成25年7月4日 条例第40号 / 改正 平成29年3月30日条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び区長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 墨田区子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(組織等)

第4条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 区内に在住する子どもの保護者で、公募により選定されたもの
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査させるため、子ども・子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席等)

第10条 会長又は部会長は、それぞれ会議又は部会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

